

# 河合町議会会議録

令和4年 9月21日 開会

河合町議会

## 令和4年第3回（9月）河合町議会定例会会議録目次

### 第4号（9月21日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○出席説明員	2
○議会事務局出席者	3
○開議の宣告	4
○委員長報告	4
○議案第30号、議案第36号、議案第37号の委員長報告、討論、採決	5
○議案第31号、議案第34号、議案第35号の委員長報告、討論、採決	9
○議案第32号、議案第33号、議案第38号、議案第39号の委員長報告、討論、採決	11
○認定第1号から認定第8号の委員長報告、討論、採決	14
○同意第1号の討論、採決	27
○河合町選挙管理委員会委員の選挙について	27
○河合町選挙管理委員会委員補充員の選挙について	28
○議員発議第7号の上程、説明、討論、採決	29
○議員発議第8号の上程、説明、討論、採決	30
○議員発議第9号の上程、説明、討論、採決	31
○総務常任委員会の閉会中の継続調査	33
○議会運営委員会の閉会中の継続調査	33
○閉会の宣告	33
○署名議員	35

令和4年9月21日（水曜日）

（第4号）

## 令和4年第3回（9月）河合町議会定例会会議録

### 議 事 日 程（第4号）

令和4年9月21日（水）午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第30号 令和4年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 2 議案第36号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第37号 河合町税条例等の一部改正について
- 日程第 4 議案第31号 令和4年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 5 議案第34号 令和4年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 6 議案第35号 令和4年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 日程第 7 議案第32号 令和4年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第 8 議案第33号 令和4年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第 9 議案第38号 河合町道路線の認定について
- 日程第10 議案第39号 河合町道路線の認定について
- 日程第11 認定第 1号 令和3年度河合町一般会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第12 認定第 2号 令和3年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第13 認定第 3号 令和3年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第14 認定第 4号 令和3年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第15 認定第 5号 令和3年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第16 認定第 6号 令和3年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第17 認定第 7号 令和3年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）

- 日程第18 認定第 8号 令和3年度河合町水道事業会計決算認定について（別冊）
- 日程第19 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第20 河合町選挙管理委員会委員の選挙について
- 日程第21 河合町選挙管理委員会委員補充員の選挙について
- 日程第22 議員発議第7号 河合町パブリックコメント手続実施条例の制定について
- 日程第23 議員発議第8号 子ども医療費助成制度に係る現物給付方式による拡充等を求める意見書について
- 日程第24 議員発議第9号 安倍元総理大臣の「国葬」の見直しを求める意見書
- 日程第25 総務常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第26 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（13名）

1番	森 光 祐 介	2番	常 盤 繁 範
3番	梅 野 美智代	4番	佐 藤 利 治
5番	中 山 義 英	6番	坂 本 博 道
7番	長谷川 伸 一	8番	杵 本 光 清
9番	大 西 孝 幸	10番	馬 場 千恵子
11番	岡 田 康 則	12番	西 村 潔
13番	谷 本 昌 弘		

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	清 原 和 人	副 町 長	田 中 敏 彦
教 育 長	清 原 正 泰	参 事	横 山 泰 典
企 画 部 長	森 嶋 雅 也	総 務 部 長	上 村 卓 也
福 祉 部 長	浮 島 龍 幸	環 境 部 長	石 田 英 毅

まちづくり 推進部長	福 辻 照 弘	教育委員会 参事	山 本 剛
総務部次長	小 野 雄一郎	政策調整課長	岡 田 健太郎
広報広聴課長	桐 原 麻以子	財 政 課 長	新 井 俊 洋
教育総務課長	中 尾 勝 人		

---

#### 会議に従事した事務局職員

局長心得	高 根 亜 紀	主 事	平 井 貴 之
------	---------	-----	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（谷本昌弘） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、令和4年第3回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

◎委員長報告

○議長（谷本昌弘） 本日、議会運営委員会を開会していただいております。馬場千恵子議会運営委員長より報告をお願いします。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） おはようございます。

本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告したいと思います。

本日の議事日程につきましては、総務常任委員会で審議されました議案第30号、第36号、第37号。

厚生常任委員会で審議されました議案第31号、第34号、第35号。

経済建設常任委員会で審議されました議案第32号、第33号、第38号、第39号。

また、決算審査特別委員会で審議されました認定第1号から第8号の審議終了後、人事案件であります同意第1号を審議し、その後、任期満了による選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

次に、議員発議第7号から第9号の3発議が提出されております。

また、議会運営委員会と総務常任委員会におきまして所管事項の閉会中の継続調査が委員長より提出されています。審議方法につきましては、さきに上程いたしました議案審議終了後、逐条審議いたしたいと思います。

以上で報告終わります。

○議長（谷本昌弘） ただいまの委員長報告どおりに決定したいと思います。異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） なしと認めます。  
よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

---

◎議案第30号、議案第36号、議案第37号の委員長報告、討論、採  
決

○議長（谷本昌弘） 日程第1、議案第30号、日程第2、議案第36号、日程第3、議案第37号を総務常任委員会に付託しております。坂本博道総務常任委員長より報告をお願いします。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 総務常任委員会の結果を報告いたします。

9月2日の本会議において、当委員会に付託されました議案第30号、第36号、第37号について9月8日に委員会を開きましたので、その結果を報告いたします。

議案第30号 令和4年度河合町一般会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

歳出については、自治体基盤クラウドシステムとは何かの質疑があり、被災者支援システム及びコンビニでの住民票等の交付ができるシステムの導入で、11月から構築を開始し、3月末に導入完了予定との答弁がありました。また、避難者支援システムは各避難所でも活用できるのか、管理はどのくらいしているのかとの質疑については、システムの中に避難所管理、物資管理などいろいろな機能が備わっているため、避難所でも活用でき、管理体制については、システムの構築までは総務課が中心となり、運用については、安心安全推進課、福祉政策課、住民福祉課、税務課を中心でしていくとの答弁がありました。

次に、財政調整基金について、黒字部分を財政調整基金のみに積み立てているが、その根拠はどの質疑があり、災害に備え、一般的には標準財政規模の10%を確保する必要、また、令和5年からは一部据え置いてきた公債費の償還が開始することから、財政調整基金への積立てが必要だと判断したとの答弁がありました。

その他、旧第三小学校跡地利活用事業については、公共の避難所としての運営方法について、基本設計内容の説明、避難者感染症対策として健康な方と感染された方などとの接触を避けるための措置について、日本郵便株式会社からの土地払下げ金額についての質疑があり、それぞれ答弁がありました。

歳入につきましては、地方債の借入れの際、金利の利率や借入年数について質疑があり、それぞれ答弁がありました。

委員外議員からの質疑は3名でした。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第36号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、理事者より説明を受けました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第37号 河合町税条例等の一部改正については、理事者より説明を受けました。

DV等被害者支援で、固定資産税の各証明書の住所欄をアスタリスクで表示することについて、具体的な運用について質疑があり、証明書を発行する際にシステムの画面に警告の表示が出ており、通常が表示かアスタリスクでの表示かを職員が選択して発行するというような流れになるとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（谷本昌弘） 議案第30号について討論を省略して採決を行いたいと思います。異議ございませんか。

○7番（長谷川伸一） 議長、お願いします。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 討論。

○議長（谷本昌弘） はい。

○7番（長谷川伸一） 討論させていただきます。反対討論でございます。

まず初めに、中央体育館、中央公民館の機能移転には反対ではございませんと発言します。次に、反対理由を述べます。

旧三小の大規模改修事業は大別して3期の工事に分かれております。そもそも論として、この改修事業は中央体育館、中央公民館、文化会館まほろばホール貸し館機能などの代替施設並びに高機能避難場所として、複合施設への改築計画が新たに企図されたと理解しており

ます。

昨年11月に、旧三小改修基本・実施設計業務委託の入札が行われ、履行期限令和4年3月31日として、体育館改修、プールの除却、管理棟閉棟の基本実施設計業務を委託しました。一方、河合町民に対しては、2月の広報誌で2月18日締切りでパブリックコメントを求めています。業務の進め方の手順がおかしいと思います。町民へのパブリックコメントは遅くとも基本・実施設計業務委託する前の昨年9月か10月までに徴すべきだったと考えております。

今年の3月下旬に、防災備蓄建築設計、外部トイレ、マンホールトイレ建築設計などの追加のために補正予算760万円が増となりました。昨年12月議会で議論しました財政健全化計画改訂版では、令和4年度の第1期工事の予定額は3億1,600万円でした。この防災備蓄建築などを加えると、今回は工事は約4億4,200万円となります。事業計画が小出し、後出し的な感じがしてなりません。このような事業の進め方に異議があります。まず初めに、総合的に全体計画の内容をほぼ固めて、概算でもいいですから総事業費が幾らになるかも公表して進めていただくのが当たり前ではないでしょうか。

最後に、文化会館まほろばホールの在り方、図書館含めて全体をどうするかを決めることが先決だと思います。

以上で今回の議案第30号に対する反対討論といたします。

○議長（谷本昌弘） 賛成討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（谷本昌弘） 反対討論。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。今回の補正は、決算結果としての一般会計及び住宅新築資金等特別会計の繰越金及び交付税の増額分を財政調整基金に積み増し、臨時財政対策債の減額分を補正すること、また、旧第三小学校の利活用に関連する補正が主要の目的です。財政状況としては、改善するものになると思います。また、旧三小跡地利活用の取組も住民に分かりやすく推進する必要があります。しかし、一般会計及び住宅新築資金等特別会計も当初予算で反対をし、その決算結果としての繰越しであり、その執行の在り方を批判してきた者として、今回の補正予算は認め難く反対とさせていただきます。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○議長(谷本昌弘) それでは、これより議案第30号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第30号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(谷本昌弘) 多数であります。

よって、議案第30号 令和4年度河合町一般会計補正予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第36号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) なければ、異議なしと認めます。

これより、議案第36号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第36号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(谷本昌弘) 全員です。

よって、議案第36号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第37号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) なしと認めます。

これより、議案第37号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第37号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(谷本昌弘) 全員であります。

よって、議案第37号 河合町税条例等の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第31号、議案第34号、議案第35号の委員長報告、討論、採

決

○議長（谷本昌弘） 日程第4、議案第31号、日程第5、第34号、日程第6、第35号を厚生常任委員会に付託しております。梅野美智代厚生常任委員長より報告を求めます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 厚生常任委員会の結果を報告いたします。

去る9月2日の本会議において、当委員会に付託されました議案第31号、第34号、第35号について9月8日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第31号 令和4年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

積立金の1,224万円の黒字の要因と、世帯数について質疑があり、国保県単位化の下では、町が徴収する保険税を事業費納付金として県に納める仕組みとなっている、この事業納付金について、滞納繰越し分を加味した標準収納率に令和3年度より見直されたが、令和3年度の現年徴収率は標準収納率に非常に近く、優秀であったため、ここに滞納繰越し分の収納額を加えると、総収納額が納付すべき事業費納付金を上回る事となったことが主な原因、また、国民健康保険の人数は令和3年度の決算時点で平均世帯数が2,539世帯、平均被保険者数が3,934人との答弁がありました。

その他、基金の運用方法等について質疑があり、人間ドック助成や特定健診等の在り方を見直し、国民健康保険加入者の方が健康でいただけるような施策に資金を投入し、結果として保険給付抑制につながるような取組を考えているとの答弁がありました。

委員外議員からの質疑は1名でした。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第34号 令和4年度河合町介護保険特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

令和3年度に支給を受けた国及び県の介護給付費及び地域支援事業費に対する負担金及び交付金について精算した結果、償還金が発生した理由について質疑があり、コロナの影響等により全体的に給付が下がった、特に地域密着型のグループホームの給付が減ったことが要因というふうに分析しているとの答弁がありました。

委員外議員からの質疑は1名でした。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第35号 令和4年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

後期高齢者医療広域連合納付金の43万3,000円の詳細について質疑があり、納付された保険料については、全て広域連合に納付すべきものではあるが、出納整理期間に納付された4月、5月の保険料については、時期的な問題から次年度繰越しの上で納付を行うものであるとの答弁がありました。

委員外議員からの質疑は1名でした。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（谷本昌弘） 議案第31号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。異議ございませんか。

○6番（坂本博道） 討論をお願いします。

○議長（谷本昌弘） 討論、坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。令和3年度決算としての黒字分を基金に積み立てる補正予算であります。当初予算で県単位化への方向性、また4億円余りの基金の活用など不十分で反対をしましたが、その結果としての決算による黒字であり、その活用を具体化せず、そのまま繰り越すものであるものとして、認め難く反対とさせていただきます。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（谷本昌弘） これより、議案第31号の採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第31号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 多数であります。

よって、議案第31号 令和4年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第34号、討論を省略し、採決を行いたいと思います。異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） なしと認めます。

これより、議案第34号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第34号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(谷本昌弘) 全員であります。

よって、議案第34号 令和4年度河合町介護保険特別会計補正予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第35号について、討論を省略し、採決を行います。異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) なしと認めます。

これより、議案第35号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第35号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(谷本昌弘) 全員であります。

よって、議案第35号 令和4年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については委員長報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第32号、議案第33号、議案第38号、議案第39号の委員長

##### 報告、討論、採決

○議長(谷本昌弘) 日程第7、議案第32号、日程第8、議案第33号、日程第9、議案第38号、日程第10、議案第39号、経済建設常任委員会に付託しておりますので、佐藤利治経済建設常任委員長より報告を求めます。

○4番(佐藤利治) はい、議長。

○議長(谷本昌弘) 佐藤議員。

○4番(佐藤利治) 経済建設常任委員会の結果を報告いたします。

9月2日の本会議において、当委員会に付託されました議案第32号、第33号、第38号、第39号について9月9日に委員会を開きましたので、その結果を報告いたします。

議案第32号 令和4年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第33号 令和4年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算について、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

毎年同額の予算計上をし、執行額ゼロということについて、予算計上の金額を考えるべきではないかとの質疑があり、貸付けの実績はないが、毎年貸付けについての問合せがあるため、予算計上をしている、今後は貸付けの申込み状況を勘案しながら金額を検討していくとの答弁がありました。

委員外議員からの質疑は1名でした。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第38号 河合町道路線の認定については、理事者より説明を受け、質疑を行いました。

開発行為完了後、町道認定までに年数がたっているのもっと早く認定するべきではないかとの質疑があり、まちづくり推進課には開発行為を担当する都市計画係と道路認定を担当する都市整備係があり、当時は今よりその係の区分が明確にあったことから、所有権移転、登記後の引継ぎが良好に行われていなかったのが原因で、今後はこのようなことがないように、共有して進めていくとの答弁がありました。

また、管理用通路の雑草等について、今後町の管理方法について質疑があり、開発の北側に町が管理するため池があるため、開発者から寄附を受けたもので、年に2回ほど草刈りを実施しているが、今後の維持管理については、簡易舗装をすることも踏まえ、検討していくとの答弁がありました。

委員外議員からの質疑は1名でした。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第39号 河合町道路線の認定について、理事者より説明を受け、質疑を行いました。

道路幅員が6メートルと広いが、今後の道路補修、維持管理はどのように考えているのかとの質疑があり、道路の幅員が狭くなれば、その分管理する面積が減少し、維持管理の費用が抑えられるということは明白のため、今後主流となる自動車の規格、宅地の市場ニーズ等を注視しながら検討していきたいとの答弁がありました。

委員外議員からの質疑は1名でした。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（谷本昌弘） 議案第32号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。異議ございませんか。

○10番（馬場千恵子） 議長。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 反対討論。

○議長（谷本昌弘） 反対討論。

○10番（馬場千恵子） それでは、反対討論したいと思います。この制度も町が借りていた債権も令和3年で返済が終了いたしました。また、回収組合も令和6年で解散するといったこのような状況の中で、残債権が多く、組合任せの回収が進められてきました。今回の補正は前年度の繰越金75万5,000円となったもので、今後の回収の見通しも不明瞭であり、そういったことから反対したいと思います。

○議長（谷本昌弘） ほかがございますか。

（発言する者なし）

○議長（谷本昌弘） これより、議案第32号の採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第32号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 多数であります。

よって、議案第32号 令和4年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第33号について討論を省略し、採決を行いたいと思います。異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） なしと認めます。

これより、議案第33号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第33号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、議案第33号 令和4年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第38号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) これより、議案第38号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第38号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(谷本昌弘) 全員であります。

よって、議案第38号 河合町道路線の認定については委員長報告のとおり可決されました。

議案第39号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) なしと認めます。

これより、議案第39号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第39号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(谷本昌弘) 全員であります。

よって、議案第39号 河合町道路線の認定については委員長報告のとおり可決されました。

---

#### ◎認定第1号から認定第8号の委員長報告、討論、採決

○議長(谷本昌弘) 日程第11、認定第1号、日程第12、認定第2号、日程第13、認定第3号、日程第14、認定第4号、日程第15、認定第5号、日程第16、認定第6号、日程第17、認定第7号、日程第18、認定第8号を決算審査特別委員会に付託しております。岡田康則決算審査特別委員長より報告を求めます。

○11番(岡田康則) 議長。

○議長(谷本昌弘) 岡田議員。

○11番(岡田康則) 決算審査特別委員会、去る9月2日の本会議において当委員会に付託されました認定第1号から認定第8号までの8認定について、9月14日、15日、16日に委員会を開会いたしましたので、その結果及び主な内容について報告します。

認定第1号 令和3年度河合町一般会計歳入歳出決算認定について、歳出の総務費では顧問弁護士の相談件数と、リーガルサポーターズを利用せず顧問弁護士へ相談した理由、今後の対応について質疑があり、顧問弁護士事務所へ訪れての相談は4回、理由としては、令和3年度、リーガルサポーターズ制度については試行だったこともあり、訴訟になりそうな案件については顧問弁護士に相談した、今後は法務主任の勤務時間や需要を踏まえ、検討していくとの答弁がありました。

また、御墳印帖の普及について質疑があり、令和3年度観光ボランティアガイドの報告では、御墳印帖は100冊以上、御墳印は1,000枚以上の購入があったとの答弁がありました。

交通安全装置の修繕料の詳細についての質疑があり、施工箇所は西穴闇、市場、池部、川合、大輪田、星和台、穴闇、泉台となっており、故障したカーブミラーやラバーポールが主なものとなっているとの答弁がありました。

その他、退職組合負担金の減額要因、職員採用試験の方法、職員ストレスチェックの面接指導について、法隆寺インターチェンジ北側の土地の地質調査について、新型コロナウイルス関連対応創生等事業費の報酬費用不用額の要因、選挙の際の選挙管理委員の立会費の経費について質疑があり、それぞれ答弁されました。

民生費では、社会福祉総務費の繰出金不用額の理由について質疑があり、主に介護保険の繰出金で、町から介護給付にかかった4分の1を繰出ししているが、当初予定していたよりも介護給付の金額が少なかったため、差額が生じたとの答弁がありました。

総合福祉会館運営費用が減額になった要因について質疑があり、令和3年3月末をもって豆山の郷のお風呂を閉館したことにより、お風呂にかかる点検費用や水道光熱費、下水道の使用が減ったことが一番の要因であるとの答弁がありました。

その他、児童福祉施設費で保育所委託業務が減っている要因、給食調理業務委託の検証結果について、認定こども園の通園バスの添乗員の資格についての質疑があり、それぞれ答弁されました。

衛生費では、市町村看護職員協会の負担金がなくなった理由についての質疑があり、令和3年度はコロナの関係で研修等ができなかったため、負担金が発生しなかったとの答弁がありました。

環境衛生費の委託費が減額している要因について質疑があり、清掃工場から排出しているガスが環境基準に準拠しているかの確認のため、例年2月、測定業務を実施していたが、令和3年12月から焼却炉に不具合が起り、3月末まで通常稼働していなかったため、測定の

効果が見込めないとの判断し、令和3年度は実施しなかったとの答弁がありました。

その他、予防費の報償費と委託料の不用額の要因について、コロナワクチン接種の際の送迎用の車へのスタッドレスタイヤの購入についての理由、清掃費の時間外勤務手当について、指定ごみ袋製作費の増額の理由について質疑があり、それぞれ答弁されました。

農林商工費では、ため池実施計画及びハザードマップで管理しているため、池の数と今後の計画についての質疑があり、町内の重点防災用ため池としての指定しているのは5つで、ため池の耐震性を確認して、耐震性がなければ実施計画において事業計画概要書作成、その他、国の採択を受け、詳細設計と改修工事を行うとの答弁がありました。

その他、商工会への補助金ルールについて、後池の草刈り工事について質疑があり、それぞれ答弁されました。

土木費では、旧第三小学校利用整備事業の執行率が25.1%となっている理由について質疑があり、入札の際の請負率が低かったことから、請負金額が多く生じたため、不用額が増えたとの答弁がありました。

道路橋梁維持費の工事請負費の不用額、工事を進める基準、木造の耐震化診断の募集方法について質疑があり、それぞれ答弁されました。

消防費では、備品購入の詳細等について質疑があり、消防用ホース3本購入で、消防団の消防車両専用ホースと予備としての3本、水中ポンプは6台購入。また、ブロック塀除去の補助金の件数については質疑があり、川合地区と泉台地区の2件でブロック塀除去があったとの答弁がありました。

教育費では、子育てのための施設利用給付金の詳細についての質疑があり、令和元年10月から子育て支援制度の変更で、3歳から5歳の保育料が無償化になったことで、私立幼稚園に通う方の園への支払い分との答弁がありました。

また、海外青年招致事業の執行率が低い原因について質疑があり、本来は7月末に前任のALTとスムーズに交代するが、コロナの影響で新しいALTが11月からとなり、報酬が発生しなかったためとの答弁がありました。

その他、小学校管理費、教育振興費の備品購入の詳細について、各学校の図書購入費について、大塚山古墳の保存活用の詳細についての質疑があり、それぞれ答弁されました。

歳入では、固定資産税について減額補正した理由、個人町民税の中でふるさと納税による減収額、法人町民税が当初予算より調定額が低かった理由について質疑があり、固定資産税については、コロナ対策として中小企業ないしは個人事業主に対して償却資産と家屋に対す

る課税の減免措置があり、全額国費負担ということで862万7,000円が地方特例交付金として歳入されることにより、同額を減額したとのこと。次に、ふるさと納税で税として控除した金額は4,018万2,000円であったこと。また、法人町民税の予算の算定方法については、主要法人の決算短信だけではなく、もっと別の要素から見込めないかを今後検証し、来年度の予算編成に反映させていきたいとの答弁がありました。

その他、利子割交付金が当初予算より減っている理由、森林環境税の使途について、特例交付金の主な内容について、町のホームページの広報誌広告掲載における契約形態について質疑があり、答弁されました。

審議の結果、賛成多数で認定することに決しました。

次に、認定第2号 令和3年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については歳入歳出それぞれ一括で審議を行い、歳出では、傷病手当金の詳細について質疑があり、コロナ禍を受けて新たに新設されたもので、療養など収入があった方に対してその収入を補填するという内容であり、現時点では継続しているが、コロナ終息後の継続については議論があると認識しているとの答弁がありました。

その他、特定健康診査の取組について、今後の納付金の状況について質疑があり、それぞれ答弁がありました。

歳入では、国保税が当初予算に比べて調定額が増えている理由、また滞納者に対しても人間ドック助成の給付を行っているのかとの質疑があり、国保税の増額理由としては、当初見込みより被保険者数が多かったことによるもの、また滞納者の人間ドック助成申請はお断りしているとの答弁がありました。

その他、災害等臨時特例補助金の内容についての質疑があり、答弁がありました。

審議の結果、賛成多数で認定することに決しました。

次に、認定第3号 令和3年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入歳出それぞれ一括で審議を行い、歳出では、組合での回収は返済計画を作成して進めているのかとの質疑があり、組合との契約者の確認・調整しながら、未納の方については、再建計画を立てて回収しているとの答弁がありました。

歳入では、残高を回収するには何年を要するのか把握しているのかとの質疑があり、令和3年度の収納率を基に算出したところ、45年かかるとの答弁がありました。

審議の結果、賛成多数で認定することに決しました。

次に、認定第4号 令和3年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳

入歳出それぞれ一括で審議を行い、歳出では、下水道維持費の施設管理運用の管理委託の詳細について質疑があり、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理等の合理化に対する特別措置法、合特法に基づく事業となっており、令和9年までの随意契約との答弁がありました。

また、流域下水事業費の建設負担金について質疑があり、広陵町にある県の第二浄化センターで処理をしており、汚水量に応じて負担金を支払っているとの答弁がありました。

歳入では、下水道使用料の不納欠損の件数及び金額、また不納欠損に至った経緯などについて質疑があり、54件で、77万9,260円の滞納者への対応としては、水道料金と併せて催促及び給水停止予告、その他支払いがなければ給水停止を実施している、また、職員と集金委託人との自宅訪問をしています、今後不納欠損をする債権の内容については、弁護士へ確認していきたいとの答弁がありました。

審議の結果、賛成少数で不認定することに決しました。

次に、認定第5号 令和3年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入歳出それぞれ一括で審議を行い、歳出では、アンケートの結果内容について質疑があり、令和2年度に実施したアンケート結果では、今すぐに接続工事はできないが、将来的に工事をする際には貸付制度を利用していきたいという考えている答弁がありました。この貸付金額の限度額を見直すことは考えていないのかという質疑に、工事の内容により、高額のコストがかかる場合もあるので、今後検討していきたいとの答弁がありました。

全員賛成で認定することに決しました。

次に、認定第6号 令和3年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、歳入歳出それぞれ一括で審議を行い、歳出では、それぞれ給付では不用額の要因について質疑があり、特に不用額の大きな要因としては、地域密着型介護サービス給付費でグループホームの利用がコロナの影響により少なかったためとの答弁がありました。

歳入では、介護給付費準備資金繰入れについて質疑があり、町の一般会計からの繰入れではなく、介護給付費の準備基金からの繰入れとの答弁がありました。

審議の結果、賛成多数で認定することに決しました。

次に、認定第7号 令和3年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について、歳入歳出それぞれ一括で審議を行い、歳入では、普通徴収の部分についてはどのような取組をしているかとの質疑があり、町税と同様との対応をしているとの答弁がありました。

賛成多数で認定することに決しました。

次に、認定第8号 令和3年度河合町水道事業会計決算認定について、収益的及び支出決

算、資本的収入及び支出決算、その他それぞれ一括で審議を行い、収益的収支については、令和2年度と令和3年度の有収率が3.3%増加している要因についての質疑があり、令和2年度に西大和地区の漏水調査を実施し、修理を行った結果、有収率が上昇したとの答弁がありました。

また、減価償却の対象の内訳について質疑があり、建物では流量計室、構築物では布設工事機械及び装置では第二浄水場の受電設備、次亜塩素酸の注入機器、流量計室の配置工事、車両運搬では2トントラックの購入で増額したとの答弁がありました。

資本的支出については、委託費の内容に質疑があり、答弁がありました。

その他、貸倒引当金の取崩しの件数について、不納欠損処理に当たり債権回収の取組状況などについて質疑があり、答弁されました。

審議の結果、賛成多数で認定することに決しました。

以上、当委員会に付託されました認定第1号から認定第8号までの審議結果及び主な内容についての報告は終わります。

○議長（谷本昌弘） 認定第1号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。異議ございませんか。

○6番（坂本博道） 討論をお願いします。

○議長（谷本昌弘） 討論。

坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。令和3年度当初予算について、35人学級の先行実施の政策などを評価しながら、全体として公債費償還の先送り、国の政策の枠内での予算として反対いたしました。

結果として3億5,444万円の黒字となり、財政の改善につながるものとなりました。

しかし、その大きな要因は4億5,000万円余りの不用額と普通交付税の予算に比べて3億2,700万円余りの増額などが大きな要因です。また、住民サービスの低下につながる内容も含んだ財政健全化路線の具体化としての執行でした。コロナ禍での財政運営という難しいながらも、これらのことなども踏まえ、予算時の問題をはらんだまま執行された上での決算であり、認定し難く反対といたします。

○議長（谷本昌弘） ほかに賛成者の討論ございますか。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

賛成ですか。

○7番（長谷川伸一） 反対ですが、いいですか。

○議長（谷本昌弘） 賛成者の方の討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（谷本昌弘） 次に反対の討論。

長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 反対討論、否認の討論をさせていただきます。令和3年度予算編成時点で、事業内容に問題と思える点が多々あります。予算編成時、予算ヒアリングなどが不十分だったのではないのでしょうか。何点かの事業で、年度中に減額補正を行うべき事業があるにもかかわらず、不用額として放漫な会計処理と思います。

令和2年9月議会、令和元年度の一般会計決算書の審査において、8名の議員が反対し、反対多数で非承認になりました。そのときの2点ございます内容は。1つは公債費の先送り、もう一つは主なる反対の1つですが、予備費の使い方でした。令和3年度の決算書でも、今回予備費2,500万円の枠の中から充当した金額は722万2,000円で、充当事業件数は8件です。事業内容を見ますと、年度初めの4月1日付でホームページに係る事業費181万7,000円を充当しています。予備費は不測な、予測していない事業等に使うのが筋と思います。なぜ、このような処理をしているのか理解できません。

2年前の議会でのあれを思い出してください。町は予備費を正確に、真つ当なやり方で予算執行していただきたいと思います。この点で、私は反対いたします。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 反対討論させていただきます。細かい内容については、審査の際に委員会中にいろいろ質疑をさせていただく中で、指摘をさせていただいたことありますので、ここでは差し控えさせていただきます。全体としての形として、私としては反対をさせていただきます。これから申し上げます。

この令和3年度は借金に対して、手だてとして新たに、無利子ではありますが、借金をしているわけです。基本的に金融のルールとして、バブルを経てから、自治体においても企業体においても、基本的にそういったお金の借り方はすべきではないと、そういったものが一般的な考え方となっております。しかしながら、そういう状況において、猶予の策として選

択したその方策に対してこの決算の内容は、その猶予を得た形のタイミングとして行うべき決算の内容ではないと私は判断させていただきました。よって、反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（谷本昌弘） これで討論を終わります。

認定第1号についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。認定第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 可否同数であります。

よって、議長が採決いたします。

議長は認定第1号については反対であります。

よって、認定第1号を不認定といたします。

認定第2号について、討論を省略し、採決をしたいと思います。異議ございませんか。

○6番（坂本博道） すみません。討論をお願いします。

○議長（谷本昌弘） 討論。坂本議員。

○6番（坂本博道） すみません、反対討論させていただきます。令和3年度当初予算では、県単位化に向け、令和5年までの保険税非課税を前提にした予算であり、財政調整基金も活用して子供の均等割免除など、保険者としての施策の反映した予算とするべきと反対しました。今回の決算はその問題点を含んだままでの執行であり、また新たな方向性なく、1,224万円の黒字を基金に積み上げるものであり、認め難く反対いたします。

○議長（谷本昌弘） ほか、賛成はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（谷本昌弘） 討論を終わります。

認定第2号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。認定第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 多数であります。

よって、認定第2号 令和3年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

は、委員長報告のとおり認定されました。

認定第3号、討論を省略し、採決を行いたいと思います。異議ございませんか。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 反対討論です。

○議長（谷本昌弘） 反対討論。

○10番（馬場千恵子） それでは、反対討論させていただきます。2024年、令和6年ですけれども、回収組合が解散される。また、今決算での施策の成果で、残債権が20件ということなんです。金額にいたしますと7,233万6,562円、件数では20件、先ほども言いましたけれども、そのうち8件、6人から連絡が取れないということですから、組合からの報告はどのようになっていたのでしょうか。そういったことも含めまして、不明な状況です。令和6年以降の回収計画も明確になっておらず、反対としたいと思います。

○議長（谷本昌弘） ほかに賛成の方ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（谷本昌弘） 討論を終わります。

認定第3号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。認定第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 多数であります。

よって、認定第3号 令和3年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定とされました。

認定第4号について、討論を省略し、採決したいと思います。異議ございませんか。

○6番（坂本博道） 討論をお願いします。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。当初予算では、長寿命化事業計画の見直し等で一般会計からの繰入れを減らすことなどを求めて、反対をしました。この決算では、基本的なその方向が変わっておらず、また国の政策とはいえ、補正予算で繰入れを増やすという、そういう事業の在り方も繰り返すという状況について問題を指摘して、決算として認め難く反対とさせていただきます。

- 議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。
- 9番（大西孝幸） はい、議長。
- 議長（谷本昌弘） 賛成討論。
- 9番（大西孝幸） 賛成討論。
- 議長（谷本昌弘） 大西議員。
- 9番（大西孝幸） 先日、決算審査特別委員会において、一部私の認識不足による誤解で反対いたしました。本日、理事者側より説明を受けた結果、確認取れましたので、その部分については確認取れたということで、賛成したいと思います。

以上です。

- 議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。
- 3番（梅野美智代） 議長。
- 議長（谷本昌弘） 賛成討論。
- 3番（梅野美智代） 賛成討論。
- 議長（谷本昌弘） 賛成討論。梅野議員。
- 3番（梅野美智代） このことにより理事者側から説明を受け、延滞金及び督促手数料の徴収について理解いたしました。今後、事務手続等についても改善することなので、期待をいたしまして、委員会では反対いたしましたが、今回賛成いたしたいと思います。

- 議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。
- 2番（常盤繁範） 議長。
- 議長（谷本昌弘） 常盤議員。
- 2番（常盤繁範） 反対の討論をさせていただきます。本日、最終日の本会議前に説明会が行われましたが、本来であれば、これは決算審査中にご答弁いただき、その疑義を解消するという、そういった手続が、またその準備が必要でなかったかなと思われま。答弁の用意をされている方もいらっしゃるようだったんですけれども、討論の内容、こういった形の、所定の手続以外の形で説明会を行って、最終的な採決を行う本会議直前に説明の機会をもらう、そういった形を求める、そういった形が本来の議会の在り方なのか。そういった意味も踏まえて、私としてはこの部分に関しては、委員会の決定どおり反対をさせていただきます。と思います。

以上です。

- 議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 反対討論。

○7番（長谷川伸一） 反対討論です。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今回、8時45分から理事側からの説明をいただきました。その点においては評価しますが、決算委員会において、資料の請求等もお願いしておりましたが、この連休の間にも多分準備しているものかと思いましたが、残念ながら午前の説明会では、そういった資料の内容もご開示してくれませんでした。その点においても非常に不十分なので、今回は特別に反対じゃなくて認定しませんという討論をさせていただきます。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（谷本昌弘） 討論を終わります。

認定第4号についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は不認定です。したがって、原案についてを採決いたします。

認定第4号は原案のとおり認定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 多数であります。

よって、認定第4号 令和3年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定とされました。

認定第5号について、討論を省略し、採決を行います。異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） なしと認めます。

それでは、討論を終わり、認定第5号についてを採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。認定第5号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、認定第5号 令和3年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定とされました。

認定第6号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。異議ございませんか。

○6番（坂本博道） 討論をお願いします。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。当初予算について、8期計画で介護保険料を引き上げないことなどは評価しながらも、22年を迎えた介護保険制度の問題点、また介護保険外しや負担増、生活援助への縛りなど、基本的にそのまま進める予算として反対をしました。今回の決算もその執行であること、また医療・介護連携事業など予算をつけながら執行されない事業の改善など進められておらず、認定し難く反対とさせていただきます。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（谷本昌弘） 討論を終結します。

認定第6号についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。認定第6号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 多数であります。

よって、認定第6号 令和3年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定とされました。

認定第7号について、討論を省略し、採決を行います。異議ございませんか。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 反対討論。

○議長（谷本昌弘） 反対討論。

○10番（馬場千恵子） 反対討論させていただきます。この制度についてですけれども、当初予算で、広域連合で運営する制度ということで、特定健診の負担軽減なども実施しようとしていない。また、医療保険制度を年齢で区別するという基本的な問題を抱えたままの制度であります。それを前提とした予算として、反対をいたしました。そういった中で、ますます今後増えると思われる後期高齢者ですけれども、生き生きと健康で過ごすことができるために、健診項目の充実、また受診率のアップ、保険料の軽減や健診受診料の無料化など、かねてから要望されています。高齢者が生き生きと健康であるための改善を求めて、反対討論といたします。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（谷本昌弘） 討論を終わります。

認定第7号についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。認定第7号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 多数であります。

よって、認定第7号 令和3年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定とされました。

認定第8号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。異議ございませんか。

○6番（坂本博道） 討論をお願いします。

○議長（谷本昌弘） 反対討論。坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。当初予算で、管路改修や今後の水道事業の方向が明確に見えず、県一体化前提の予算として反対をしました。基本的にはその内容が変わっておらず、また県一体化の問題点などもまだ明確になっていない状況の執行として、認め難く反対とさせていただきます。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（谷本昌弘） 討論を終わります。

認定第8号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。認定第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 少数であります。

よって、認定第8号 令和3年度河合町水道事業会計決算認定については、不認定とされました。

◎同意第1号の討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第19、同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより、同意第1号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、同意第1号 教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

◎河合町選挙管理委員会委員の選挙について

○議長（谷本昌弘） 日程第20、河合町選挙管理委員会委員の選挙についてを議題といたします。

現委員の任期が令和4年9月28日をもって満了となるため、地方自治法第182条第1項の規定に基づき、議会において選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたします。

指名の方法については、議長指名とすることにしたいと思います。異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） なしと認めます。

よって、指名方法は議長指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員には、村田雅信氏、河合町泉台2丁目6番14号、渡邊八重子氏、河合町大字西穴闇338番地－5、中野昇氏、河合町大字佐味田2551番地－2、西村東一氏、河合町大字大輪田409番地。

お諮りします。

ただいま指名いたしました方を選挙管理委員会委員の当選と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました村田雅信氏、渡邊八重子氏、中野昇氏、西村東一氏、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

---

### ◎河合町選挙管理委員会委員補充員の選挙について

○議長(谷本昌弘) 日程第21、河合町選挙管理委員会委員補充員の選挙についてを議題いたします。

現補充員の任期が令和4年9月28日をもって満了となるため、地方自治法第182条第2項の規定に基づき、議会において選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

指名の方法については、議長指名とすることにしたいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) なしと認めます。

よって、指名方法は議長指名することに決定いたします。

選挙管理委員会委員補充員には、奥田忠則氏、河合町大字川合1175番地、鈴木和生氏、河合町久美ヶ丘1丁目5番地-1、福井善明氏、河合町泉台2丁目28番-20号、小堀好信氏、河合町高塚台2丁目31番地-1。

お諮りします。

ただいま指名いたしました方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに、異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（谷本昌弘） なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました奥田忠則氏、鈴木和生氏、福井善明氏、小堀好信氏、以上の方が選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてをお諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順にしたいと思います。異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） なしと認めます。

よって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序によって決定いたしました。

---

#### ◎議員発議第7号の上程、説明、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第22、議員発議第7号 河合町パブリックコメント手続実施条例の制定についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、所定の賛成者がございます。提出者の中山義英議員の説明をお願いします。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 河合町パブリックコメント手続実施条例の制定について。

令和3年9月議会で河合町パブリックコメント手続条例の制定を求める決議が議長を除く12名の議員全員の賛成で可決されました。

しかし、1年近くになっても理事者側からは一向に条例制定に向けた動きはなく、議会の議決を軽視する状況は続いています。河合町の現状はパブリックコメントが実施されたり、されなかったり、あるいは素案の段階で実施されず、条例制定後に行われるケースも見受けられます。仮に、理事者側の都合で本来実施すべきパブリックコメントが実施されなかった場合、町民の多種多様な意見等を行政の意思決定に効果的に反映させつつ、意思決定過程の公正を確保し、その透明性を向上させるというパブリックコメントの目的を達し得ないこととなります。河合町パブリックコメント手続条例を定めることは、今後町民に対する行政運営の透明性を示すとともに、議会の監視機能の強化にもつながります。

以上のことから、河合町議会会議規則第13条の規定に基づき、令和4年9月河合町議会定

例会において、河合町パブリックコメント手続条例の制定を求め、提出するものです。

令和4年9月21日、奈良県北葛城郡河合町議会。

○議長（谷本昌弘） 討論を省略し、採決を行います。

議員発議第7号に賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、議員発議第7号 河合町パブリックコメント手続実施条例の制定については可決されました。

---

#### ◎議員発議第8号の上程、説明、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第23、議員発議第8号 子ども医療費助成制度に係る現物給付方式による拡充等を求める意見書についてを議題といたします。

手元に配付のとおり、所定の賛成者があります。提出者の佐藤利治議員の説明を求めます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 子ども医療費助成制度に係る現物給付方式による拡充等を求める意見書。

子供の健やかな成長は河合町民及び河合町行政庁において大きな願いであるとともに、いつでも安心して医療を受けられることは、河合町の子供たちの健やかな育みにとっても必要不可欠である。

我が国や我が地域の未来を担う子供たちにとって、どこの地域であっても、また、いかなる家計の状況であっても、いつでも安心して社会保障制度の根幹の一つである医療を受診できることは重要であり、子ども医療費助成制度や乳幼児医療費助成制度の拡充は地方自治体がリードしてきたものである。

平成30年度より、就学前の乳幼児医療については、国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置、いわゆるペナルティーが廃止されたことから、奈良県では令和元年8月診療分から未就学児を対象に現物給付方式が導入され、市民の窓口負担が大きく軽減されることになり、またペナルティーを課す要因とされている受診の増加及び医療費の増加については特段の有意性は確認されていない。

一方で、就学後の子どもの医療については、現物給付方式により助成した場合、いまだペナルティーが課されている現状である。このペナルティーを課している国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令は昭和34年3月24日に公布され、63年も経ている政令が根拠となっている。当時の大卒初任給、公務員の、は約1万円、高卒初任給、6,700円程度であり、世帯状況については専業主婦層が多くを占め、我が国において1億人突破前の爆発的に人口が伸びている時代に施行されている。

こういった時代と同一視できるものではなく、現下は人口減少・少子化時代であるとともに、ひとり親家庭や障害児の支援、貧困対策と物価高騰対策等による子育て支援は急務である。

今こそ国と地方が協力し、この問題に総力を挙げて取り組まなければならない。

よって、国においては、子供の健やかな成長及び子供のある家庭における子育てに対する支援をするために、こども家庭庁設置に向けて取り組まれていることから、この設置の趣旨を踏まえ、速やかに以下の項目について実現するよう強く要望する。

1. 就学後の子どもの医療費助成制度に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置を廃止すること。

2. 地方自治体の取組を尊重し、子ども医療費助成を国の制度として早期に実施すること。  
以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年9月21日、奈良県北葛城郡河合町議会。

なお、可決の際には、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、こども政策担当大臣へ意見書を提出いたします。

○議長（谷本昌弘） 討論を省略し、採決を行います。

議員発議第8号に賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、議員発議第8号 子ども医療費助成制度に係る現物給付方式による拡充等を求める意見書については可決されました。

---

◎議員発議第9号の上程、説明、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第24、議員発議第9号 安倍元総理大臣の「国葬」の見直しを求める意見書を議題といたします。

お手元に配付のとおり、所定の賛成者があります。提出者の坂本博道議員の説明を求めます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 安倍元総理大臣の「国葬」の見直しを求める意見書。

安倍元首相が無法な銃撃で殺害されたことに対し、お悔やみと厳しい糾弾の思いを表明するものです。

政府は、安倍元首相の国葬を9月27日に日本武道館で行うことを閣議で決定し、強行しようとしています。一方で、国民の中で、国葬を見直し、中止を、の声も大きく広がっています。

戦前の国葬実施の根拠とされた国葬令は、戦後、現憲法下で失効しました。国葬の要件を定めた法規がない下で、特定の個人を特別扱いし、国会審議も経ず、閣議決定のみで、莫大な国費を投じ実施することは、憲法の法の下での平等に反し、法治主義、財政民主主義の原則にも反するものです。

また、国民の中でも評価が大きく分かれる安倍元首相を礼賛する立場で国葬を実施することは、その政治的立場・姿勢を国家として全面的に公認・賛美することになります。そして、こうした形で国葬を強行することが、安倍元首相に対する弔意を個々の国民に対して事実上強制し、内心の自由に踏み込み、国民を分断することになることが強く懸念されます。このような流れに地方自治体を取り込むことになれば、憲政史上に重大な汚点を残すものです。

以上の理由により、河合町議会は安倍元首相の国葬に反対し、見直しを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年9月21日、奈良県北葛城郡河合町議会。

なお、可決の際は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣へ意見書を提出いたします。

以上です。

○議長（谷本昌弘） 討論を省略し、採決を行います。

議員発議第9号に賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 6対6、同数であります。

したがって、議長の裁定にかかります。

否決します。

---

#### ◎総務常任委員会の閉会中の継続調査

○議長（谷本昌弘） 日程第25、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務常任委員長から、会議規則第73条の規定により、所管事務に関する事項について閉会中もこれを継続して行いたい旨の申出がございました。

委員長からの申出のとおり閉会中も継続調査とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり閉会中も継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（谷本昌弘） 日程第26、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について閉会中もこれを継続して行いたい旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり閉会中も継続調査とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり閉会中も継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（谷本昌弘） 以上で、今期定例会に付議されました案件、全て議了いたしました。  
令和4年第3回定例会はただいまをもちまして閉会いたします。

閉会 午前11時25分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 谷 本 昌 弘

署 名 議 員 佐 藤 利 治

署 名 議 員 中 山 義 英